

○農林水産省告示第千七百七十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和六年九月二十六日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 齋藤 健

令和七年産の茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則第四百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十三条第一項の規	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲

定により農林水産大臣が定めた区分				一類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶に限る。）				二類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）				三類及び七類（防霜施設を用いず露			
				埼玉県の区域				京都府の区域				静岡県の区域			
				一六〇円 一四〇円 一三〇円 一一〇円 一〇〇円				一五〇円 一四〇円 一二〇円 一一〇円 九〇円				一五〇円 一四〇円 一二〇円 一一〇円 九〇円			
				五七〇円 五一〇円 四六〇円 四〇〇円 三四〇円				四三〇円 三九〇円 三四〇円 三〇〇円 二六〇円				七三〇円 六六〇円 五八〇円 五一〇円 四四〇円			
				二二〇円 一九〇円 一七〇円 一五〇円 一三〇円				二二〇円 一九〇円 一七〇円 一五〇円 一三〇円				一六〇円 一四〇円 一三〇円 一一〇円 一〇〇円			
				一五〇円 一四〇円 一二〇円 一一〇円 九〇円				一五〇円 一四〇円 一二〇円 一一〇円 九〇円				一五〇円 一四〇円 一二〇円 一一〇円 九〇円			

地栽培する在来種の茶に限る。）	京都府の区域			五一〇円	四六〇円	四一〇円	三六〇円	三一〇円
四類及び七類（防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）	埼玉県の区域	静岡県の区域	京都府の区域	四三〇円	三九〇円	三四〇円	三〇〇円	二六〇円
	静岡県の区域			二一〇円	一九〇円	一七〇円	一五〇円	一三〇円
五類及び七類（被覆栽培する在来種の茶に限る。）	京都府の区域	埼玉県及び静岡県の区域	京都府の区域	六五〇円	五九〇円	五二〇円	四六〇円	三九〇円
				五六〇円	五〇〇円	四五〇円	三九〇円	三四〇円
六類及び七類（被	埼玉県の区域			七七〇円	六九〇円	六二〇円	五四〇円	四六〇円

覆栽培する在来種 以外の品種の茶に 限る。）			
		静岡県の区域	京都府の区域
		八一〇円	八三〇円
		七三〇円	七五〇円
		六五〇円	六六〇円
		五七〇円	五八〇円
		四九〇円	五〇〇円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。